

5. ケアプラン記載要領

第1表

居宅サービス計画書（1）

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____

居宅サービス計画作成（変更）日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 初回居宅サービス計画作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

認定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 認定の有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
利用者及び家族の生活に対する意向	利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたいと 考えているのかについて、課題分析の結果を記載します。 利用者と家族の意向が異なる場合には、各々に主訴を区別して記載します。
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	被保険者証を確認し、「認定審査会意見及びサービスの種類の指定」が記載されている場合には、これを転記します。
統合的な援助の方針	課題分析により抽出された、「生活全般の解決すべき課題・(ニーズ)」に対して、当該居宅サービス計画を作成する介護支援 専門員をはじめ各種のサービス担当者が、どのようなチームケアを行おうとするのか、総合的な援助の方針を記載します。 あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関やその連絡先等について記載します。
家事援助中心型の算定理由	1. <input checked="" type="radio"/> 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他 (_____)

いずれかに○をつけ、3の場合はその理由を簡潔に記入します。

居宅サービス計画書(2)

利用者名

殿

年 月 日

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	援助目標				援助内容		
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※ 1	サービス種別
単に問題状況を記載するのではなく、問題が生じる原因や利用者が見えたい生活意欲を明らかにしよう。	基本的には個々の課題に対して解決します。	目標達成の目安をしましょう。	解決すべき課題及び長期目標に結びつけるのです。	モニタリングを行う目安をしましょう。	「短期目標」の達成に必要であって、適切なサービス内容と方針を適切・簡潔に記載します。	○	サービス種別
優先度の高いものから順に記載しましょう。	ニーズごとに目標と到達点として書きましょう。	開始時期と終了時期を記入しましょう。	モニタリングの際に到達度がかわるよう具体的に書きましょう。	開始時期と終了時期を記入しましょう。	サービス事業者が作成するサービス計画(送迎や食事など)は、必要事項を記載しましょう。		事業所名
理解が得られなかった第6表「居宅介護経過」を参考に、理解できるように書きましょう。		(○月○日～○月○日)	短期目標は、サービス事業者が実際に作成する目標に合わせたものです。	(○月○日～○月○日)	利用者が理解できる用語で書きましょう。		家族等の行う介護部分の「誰が」を行うのが明記
					家族などインフォーマルサービスによる援助も記入します。		

※1 「保険給付対象か否かの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。

※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

第3表

週間サービス計画表

利用者名 殿

年 月分より

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								利用者の起床や就寝、食事、排泄などの平均的な1日の過ごし方について記載します。 生活パターンを把握することで、サービスの提供時間の適正さや配慮すべき留意点を考えます。 主な介護者の1日の過ごし方も記載しておきましょう。
	6:00								
早朝	8:00	週単位の支援やサービスの時間帯を記載し、利用者の生活活動とサービス提供状況をわかりやすくします。							
	10:00								
午前	12:00								
	14:00								
午後	16:00	介護給付以外の支援やサービスについても記載します。							
	18:00								
夜間	20:00	夜間や土曜日・日曜日のサービスや支援内容についても適切かどうか、考えましょう。							
	22:00								
深夜	24:00								
	2:00								
夜	4:00								

週単位以外の支援やサービスを書いておきます。

週単位以外のサービス	居宅療養管理指導や短期入所、福祉用具、その他のサービスで、隔週や月単位で提供されるもの 医療や保健福祉サービス、ボランティアなサービスや近隣の訪問なども週単位以外であれば記載
------------	--